

令和7年「オータムフェスティバル」クラフトマーケット出店要項

1 名 称

百年公園「オータムフェスティバル」 クラフトマーケット

2 日 時

令和7年11月1日（土） 10：00 ～ 15：00

令和7年11月2日（日） 10：00 ～ 15：00

出店準備は当日7：30～9：00まで（搬入車両は8：30までに駐車場へ移動願います）

閉店、片付けは当日15：00～17：00まで（搬出車両は15：30まで園内には入らないでください）

※出店、閉店時の車両乗り入れは、百年公園係員の指示誘導に従ってお願いいたします。

※駐車場はお申込み一件に付、普通車一台確保いたします。

3 場 所

百年公園北芝生広場（北ゲート）園路

出店場所については北エントランス広場内で変更となる場合があります。

※隣接した芝生広場の人工芝のスペースで、ダンスやバンド演奏のステージを計画しています。

※テントのペグが打てないので、重し等ご用意願います。

4 出店スペース

間口2m奥行き2m 15～20店舗のご出店を予定しています。

※歩道を確保したいので、商品は店舗内スペースに並べてください。

5 出店料

1日・1ブース 500円 当日徴収させていただきます。

※テント、イス、テーブル等店舗に必要な設備、備品は出店者様でご用意ください。

※販売に係るごみは、各お店でお持ち帰り願います。

6 応募条件

ハンドメイドのオリジナル商品。

※以下に該当する商品、業態はご遠慮願います。

- ・古着・古本・ハギレ・仕入れ物・不用品・贈答物、家庭用品・骨董などのリサイクル物
 - ・電気、水道等の設備が必要な店舗
 - ・消防署、保健所への届出が必要な業種
- （食品営業許可を取得した菓子等の調理済み食品は販売していただけますが、実店舗をお持ちの方の商品はご遠慮ください）
- ・法律・条例・その他関連法規等で禁じられている物品
 - ・周囲に危険を及ぼすもの、あるいは迷惑となる物品
 - ・その他、公園事務所が販売やサービスに対して不適切と判断した物品や行為

7 イベントの中止について

雨天の場合もステージイベント以外は開催いたします。

※警報が出るなど荒天の場合は中止・風速 10m以上の強風の場合テント撤収。

※雨などで、商品展示が困難な場合は、出店者の皆様の判断で出店の取り止めをお願いいたします。

※電話での中止の問い合わせは当日のみとさせていただきます。

8 出店申し込みの方法

別紙クラフトマーケット出店申込書にご記入頂き、下記の申込み先まで Email、FAX、郵送でお申ください。定数になり次第、申込受付を終了させていただきます。

頂いたお店の情報は、出店に関連する目的のみに利用し、それ以外の目的での利用はいたしません。 また、個人情報をご本人の同意なしに第三者に開示・提出することはありません。

岐阜県百年公園事務所 所長 小川 隆之

住 所 〒501-3941 岐阜県関市小屋名 1996 番地

電 話 (0575) 28-2166 FAX (0575) 28-5494

Email info@hyakunen-kouen.jp

HP <http://hyakunen-kouen/jp>

担 当 相宮